

茨城県防災会議（書面開催）の結果について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条の規定に基づく茨城県防災会議につきましては、新型コロナウイルス感染症予防のまん延防止の観点から、書面により県防災会議委員から御意見をいただきました。

頂いた御意見のうち、改定案への反映が必要な意見につきましては、意見のとおり該当箇所に追記を行うこととし、原案を一部修正いたしました。

1 書面開催とした理由

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため

2 書面開催の期間

令和4年11月16日から令和4年12月2日まで

3 書面開催における意見の内容及びその対応

	意見の内容	意見に対する対応
水戸地方気象台長 三井秀夫 委員	震度5弱以上が予測される場合に気象庁が発表する緊急地震速報について、令和5年2月から長周期地震動階級3以上が予測される場合も対象となることから、その旨を地域防災計画に追記する必要がある。	意見のとおり、改定案の該当箇所に追記します。
茨城県医師会会長 鈴木邦彦 委員	医療機関は原子力災害を含むBCP策定を求められているが、入院患者の安全な避難方法、職員の確保、搬送車両の確保、全員避難となった場合の医療従事者の確保など具体的な県の方針が示されないためBCP策定できない。	医療機関においては、災害時の診療機能の低下軽減・早期回復を図るため、県や市町村の地域防災計画等を踏まえ、BCPを策定する必要があります。 特に、原子力災害への対応においては、避難計画の策定が極めて重要であることから、県では平成30年4月にひな形を示し、策定を促しております。 県としては、医療機関のBCP策定及び原子力災害避難計画の策定について、引き続き支援してまいります。

4 地域防災計画の改定日

令和5年1月17日（火）